

神奈川県蓄電システム導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県蓄電システム導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、別表1のとおりとする。

(太陽光発電システムの出力に係る要件)

第3条 要綱別表3の2(4)に掲げる太陽光発電システムの出力に係る要件は、1kW以上であることとする。

2 前項の太陽光発電システムの出力は、新たに導入する太陽光発電システムの公称最大出力とする。

(蓄電システム等及び太陽光発電システムの設備及び機能に係る要件)

第4条 要綱別表3の2(5)に掲げる蓄電システムの設備に係る要件は、次の各号のいずれかに該当する設備であることとする。

- (1) 環境省令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備
- (2) 環境省令和元年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象設備
- 2 新たに導入する設備が別表2の基準を全て満たしている場合は、前項の要件を満たすものとみなす。

3 要綱別表3の2(5)に掲げる太陽光発電システムの設備に係る要件は、次の各号のいずれかに該当する設備であることとする。

- (1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすもの
- (2) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の採択計画において導入するもの

4 要綱別表3の2(6)に掲げる機能に係る要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 停電時においても操作を行うことなく、太陽光発電システムで発電された電力を蓄電システムに充電することが可能であること。
- (2) 停電時においても操作を行うことなく、蓄電システムに充電した電力を、補助事業を実施する住宅等で、通常時に使用可能な電気機器の全部又は一部に使用することが可能であること。

(補助額の減額要件)

第5条 要綱別表3の5に掲げる補助額に係る要件は、新たに導入する太陽光発電システムの出力が2kW未満であることとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 5 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

第 1 期	第 2 期	第 3 期
令和 2 年 6 月 8 日から 9 月 11 日まで	令和 2 年 9 月 14 日から 11 月 13 日まで	令和 2 年 11 月 16 日から 令和 3 年 2 月 12 日まで

別表 2（第 4 条関係）

基準	詳細
遠隔監視可能な通信機能を搭載していること。	「ECHONET Lite」規格、その他 EMS 機器等と通信可能な機能を持っていること。 (充放電情報やシステム停止等の情報を外部端末等に送信することが可能な機能を持つこと。)
蓄電容量、定格容量及び繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）に関して、一定の基準を満たすこと。	定格容量：JIS C 8715-1 で定められた方法により単電池の定格容量を指定すること。 蓄電容量：1.0kWh 以上であること。 サイクル耐久性：25℃±5℃の環境において、放電終止電圧まで 20%以上の指定した値で 2,000 回以上放電及び充電を行い、試験後の復活容量が、定格容量の 60%以上であること。
定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法及びアフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	定格出力及び出力可能時間：明示すること。 保有期間：補助金を受けている場合の適正な管理運用について明示し所有者に注意喚起すること。 修理保証：6 年間の修理対応（有償無償問わず）及びその明示、保守部品保持 廃棄方法：廃棄又は回収する方法について明示すること。 アフターサービス：連絡先を明示すること。

蓄電池部の安全性について一定の基準を満たすこと。	JIS C 8715-2 を満足すること又は SBA S1101:2011（一般社団法人 電池工業会発行）に準拠した安全性を有すること。
--------------------------	--